## 第20回中城村農業委員会会議(総会)議事録

- 1. 招集年月日 平成25年4月25日(木)
- 2. 招集の場所 中城村役場 多目的会議室
- 3. 開催日時 平成25年4月25日 14時01分から16時10分
- 4. 出席委員
  - 1番 新垣 秀則(会長)
  - 2番 平安名常彦(会長職務代理者)
  - 3番 多和田眞吉 4番 新垣 直也
  - 5番 新垣 勉 6番 新垣 勇
  - 8番 比嘉 盛安 9番 外間 博則
  - 10番 與那嶺正敏
- 5. 欠席委員

7番 安里 健一 11番 花城 伸吉

- 6. 議事日程
  - 第1 会期の決定について
  - 第2 議事録署名委員の指名について
  - 第3 案 件

議案第75号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議案第76号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告第28号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第29号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 出席職員

事務局長 津覇 盛之

係 長 新垣 忍

主 事 新垣 勝之

8. 会議の概要

議長 (会長)

定刻になりましたので、これより第20回農業委員会会議(総会)を開会いたします。 会期についてでありますが、本日1日でよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長 (会長)

異議なしでありますので本日25日の1日限りに決定いたします。

議事録署名人の指名ですけれども、5番さんと10番さんのほうでお願いします。

それでは案件に入ります。議案第75号、議案第76号、議案第77号まで、一括して事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

それでは1ページのほうをお願いします。

(議案第75号を議案書をもとに朗読)

補足説明をいたします。

申請人は、現在アパート住まいのため、自己所有地に個人住宅を建設するために転用するものであります。

申請地は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する10ha未満規模の小集団の農地の区域にあるが、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のオの(ア)のb、第2種農地に該当するものと判断され、転用する面積もおおむね妥当であり、ほかに代替する宅地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われます。

続きまして3ページ、お願いします。

## (議案第76号を議案書をもとに朗読)

補足説明をいたします。

こちら、前回の3月の総会のほうでも一度提案されておりますが、再度提案ということですね。1番は、譲受人が、申請地を資材置場として利用するために、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。

申請地は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する10ha未満規模の小集団の農地の区域にあるが、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後も農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のオの(ア)のb、第2種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替性もないことから、許可はやむを得ないものと思われます。

続きまして5ページ、お願いします。

## (議案第77号を議案書をもとに朗読)

補足説明をいたします。

1番は、譲渡人の所有する申請地と、譲受人が所有する2番の申請地を交換により権利を 取得するものであります。

譲受人が確保する農業機械等の保有数が4台、農作業従事日数が200日、通作距離が0.5km 及び営農計画(作目 じゃがいも)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で49 a で下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われます。

2番は、譲渡人の所有する申請地と、譲受人が所有する1番の申請地を交換により権利を 取得するものであります。

譲受人が確保する農業機械等の保有数5台、農作業従事日数300日、通作距離が0.2km、営農計画(作目 じゃがいも)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で42 a で下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われます。

続きまして3番は、借受人が新規に農業を経営するために、貸付人より申請地を賃貸借す

るものであります。なお、借受人は農業生産法人以外の法人でありますが、解除条件つきでの契約締結をすれば、借り受けは可能となっております。

借受人が確保する農業機械等の導入予定台数が3台、農作業従事日数が240日、通作距離が2km及び営農計画(作目 野菜)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で20aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われます。

以上で説明を終わります。

議長 (会長)

提案理由の説明が終わりました。休憩をとり現場調査に向かいたいと思います。 休憩いたします。

(現地調査)

議長 (会長)

再開いたします。

議案第75号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。2番、どうぞ。

2番

質問がなさそうなので進行をお願いします。

議長 (会長)

それでは進行いたします。

どなたかご意見をお願いします。2番、どうぞ。

2番

議案第75号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてでありますが、先ほど事務局から詳しく説明もあり、その後で補足説明も十分に行われて、休憩をとり現場調査も行いました。現場は、隣接する土地も、建物が建築中ということもあって、この1番は第2種農地と認め、本員は許可相当としたいと思います。

議長 (会長)

ありがとうございました。ただいまのご意見に異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長 (会長)

異議なしでありますので、議案第75号については許可相当といたします。

続きまして、議案第76号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。6番。どうぞ。

6番

この案件は先月も現場調査をしたのですが、奥の進入路、あれはそのまま残さないと、こちら側の人も畑ができなくなるし、この進入路を潰すのかどうか、これも確認したいと思いますけれど。違法転用ではあるのですが、現状、あちらを使用しているんですよね。先月もゴーヤーが作付けされていましたよね。隣接地の地権者さんからは、「この進入炉を潰すんですか」ともありましたけれども、許可相当意見を上げるにしても、あの道はどうにか…。

事務局長

6番委員さんからの要請という形で、許可が下りるときに進入炉は極力残すようにしてく ださいということで、農業委員会からありましたと伝えておきますので。

6番

これはぜひお願いしたいと思います。申請人があの侵入路まで潰したら奥で畑ができなくなります。その奥にも畑をやる人がいるんですよ。

議長 (会長)

ああ、ゴーヤー畑以外にもですか。

6番

そう、奥側に。もう一人野菜を作っている人がいますから、あちらもできなくなるし。あ の道もね、違法転用ではあるんですけれど。

事務局長

実際に進入路として使っている道ですからね。

6番

実際に使っているから、奥の人が困りますし。許可相当の意見を附するにしても、これは 残すようにお願いをしたいと思います。以上です。

議長 (会長)

どなたかご意見をお願いします。はい、6番、どうぞ。

6番

議案第76号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてでございますが、先ほど事務局より提案理由の説明を受け、休憩をとって現場調査をいたしました。この申請は先月も出ていましたけれども、先月は資材を片づけてから審議するということで、保留となりました。本日確認いたしましたら誠意が見られましたので、番号1番についてはですね、先ほど要請いたしましたように進入路は潰さないようにという条件つきで本員は許可相当としたいと思います。

議長(会長)

ただいまのご意見に異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長(会長)

異議なしでありますので、議案第76号については許可相当といたします。

続きまして、議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請について質疑に入ります。 ご質問等がありましたらどうぞ。はい、3番。

3番

この3番の申請人、どんな会社なのか。農業生産法人ではないわけですよね。

事務局長

農業生産法人ではないですね。合同会社ということで、この定款によりますと、次の事業を営むことを目的とすると。障害者の自立支援法に基づく障害福祉サービス事業、介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業、そういうことになっていますね。障害者を雇用して農業に従事させると。今、奥間のA法人、あそこもそういう形でやっていいます。多分、同じような内容だと思います。目的からすると。

3番

わかりました。書類上の会社なのかなと思ったものですから。実際にやっているところは

あるのでしょうか、今現在。

事務局長 新規ですね。今回、畑を借りるのは新規で。現在はないです。これからですね、新たに。

議長(会長) この場合はまた局長のほうに、許可を与える場合に、こっちでこの畑をね…。

事務局長解除条件。通常、一般の法人に土地を貸し出しする場合・・・、法人が借りる場合は解除条件

つきの契約を結ばないといけないんです。この契約の約款の中に、もし農業を継続しない場合にはもう解約すると。そういう条件つきで、今、法人も農業に参入することができるよう

になっています。契約書にもそれがちゃんとうたわれていますので。

8番 こういう内容の、最近多いですね。ほかについても総合支援みたいに。障害者をね。

事務局長 奥間でもやっていますよね、機能訓練みたいの。

7番 県、国から補助が。

事務局補助があるんですよ。

8番 一人一人あるらしいですね。

事務局長補助もあるものですから。

3番 補助でもないと、割に合いませんからね。

事務局長 自立支援ということです。障害者の自立支援。

2番 自立支援法に基づいてやっていると。

6番 機能訓練です。

事務局長そういうことですね。野菜つくらせながら。

6番 障害者とか。パン作りなんかもありますね。

5番 これに関連するかわからないですけれども、譲渡人のBさんがちょっとの間だけそういう のに携わっていたんですよ。西原町のほうで。農業委員をやめるかやめないか、それで私が たまたま打ち合わせに行ったときに、そういう仕事をしていると。関連しているかどうかわ

かりませんけれどもね、もしかしたらそのつてかも知れませんね。

事務局長そうでしょうね。

6番 西原町というと、あの野菜を作っている?

5番 野菜。私もこの会社が気になったんですけれども、今の説明で大体十分かと。

事務局長 そうですね、はい。当然、県知事あたりに認可も受けてやっているはずですから。最近で

すよ、平成24年12月に設立。まだ半年もたっていないですね。

3番 今、遊休地化、何も生産していないので、遊休地になっている。それを解消するだけでも 非常にいいことですよ。

事務局長いいことですね、それも継続してやってもらえれば。場所もいいところですし。

生産者としても、やる場所がありませんとね。

事務局長はい。

2番

3番

「進行」の声あり

議長(会長) よろしいですか。進行の声がありますので、進行いたします。

どなたかご意見をお願いします。3番、どうぞ。

議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございますが、先ほど事務局から説明も受け、現地調査もいたしました。1番、2番に関しましては、土地の交換ということで出ていますけれども、交換することによって、本当に土地の、農地の利便性がもっとよくなってくると思いますので、1番、2番は本員は許可としたいと思います。それと3番、久場の場合は、今、遊休地状態になっていますので、遊休地解消にも非常に大きな貢献ができると思いますので、3番も許可としたいと思います。以上です。

議長(会長) ただいまのご意見に異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長(会長) 異議なしでありますので、議案第77号については許可といたします。

続きまして報告第28号、29号を一括して事務局よりお願いします。

事務局長 それでは8ページのほう、報告第28号と29号について説明をしたいと思います。

(報告第28号及び報告第29号を朗読する前に以下を説明)

その前に市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項及び第5条第1項に規定される許可は不要とされているもので、今回は4条の届出が2件、5条の届出が4件ありました。内

容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を 受理いたしましたので、朗読してご報告いたします。

(説明後議案書をもとに朗読)

議長(会長)

以上をもちまして議案、報告が終了いたしました。 これをもちまして第20回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会16時10分

中城村農業委員会規則30条第2項の規定によりここに署名する。

中城村農業委員会会長 新垣秀則

議事録署名人

5番委員 新垣 勉

議事録署名人

10番委員 與那嶺 正 敏